

憲法審査会レポート

2022-11-11

No. 1

編集：平和フォーラム

はじめに

平和フォーラムでは、改憲発議をめぐる攻防が重要な局面にあることを踏まえ、国会における改憲議論、とりわけ衆参における憲法審査会の動向に注視し、全国の皆さんと情報共有しながら、改憲阻止にむけたとりくみのいっそうの強化をはかりたいと考えています。

本レポートの内容をぜひご活用ください。当面週1回程度の更新を予定していますが、開催状況などに応じて更新していきます。

2022年11月9日（水）第210回国会（臨時会） 第2回 参議院憲法審査会

【アーカイブ動画】

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/detail.php?sid=7110>

【主な発言項目】

https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/keika/hatsugen_210.html#d1_hatsugen

【マスコミ報道から】

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221109/k10013885821000.html>

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022110901030&g=pol>

<https://www.sankei.com/article/20221109-YVGYYTTCUNPQNBC6T4ZT72E22U/>

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/213036>

【傍聴者の感想】

今臨時国会における参議院憲法審査会は、会長および幹事の交代に伴う事務的手続きを行った10月3日開催の第1回に引き続き、2回目です。

今回は各会派からそれぞれの主張があった後、一人3分の発言時間を目安に意見交換が行われました。とくに印象に残った発言として、自民党松川議員は「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」とあ

る憲法前文を取り上げ、「自分の国は自分で守るべきであり、他者に生存権を委ねてはいけない」という内容の発言をしました。

この前文解釈について、審査会でもざわつきが見られました。その後、立憲民主党小西議員から「もう少し憲法を勉強した方が良い」という発言もあり、さらに松川議員がそれに反応するといったやりとりがあったことがこの日の印象に残る出来事でした。

憲法改正を望む国民の声に緊急性がなく、その前に生活と暮らしをどう守っていくのか議論すべき、という考えと、国民が望んでいるかどうかよりも、それが必要だ

から議論すべき、という考えの、根本的な溝は大きく、埋めていくことは困難であると感じました。(T)

【国会議員から】吉田忠智さん

(立憲民主党参議院議員／憲法審査会幹事)



参議院憲法審査会が11月9日に行われ、立憲民主党の次席幹事として参加しました。

立憲民主党は冒頭、小西洋之議員（筆頭幹事）が会派を代表して「憲法審査会の役割は、憲法違反問題を議論することが主眼である。憲法改正の発議をする前に、憲法や問題をしっかり議論をして、そして法律で対処できるものは法律で対処すべき」と主張しました。また、「2015年の安保関連法の集団的自衛権を行使できないという憲法解釈を変えて、米軍と一体的に自衛隊を活動できる法整備が行われたことも明らかに問題であり憲法違反である」との立場で議論を行いました。

今、衆議院、参議院でもそうですが、特に参議院の一票の格差の問題で高等裁判所での違憲判決も最近続いています。その一票の格差の問題、そして関連する参議院選挙区の合区の解消の問題もしっかり議論していかなければなりません。併せて、安倍元

総理の銃撃事件をきっかけにして、旧統一教会の問題も出ています。政治と宗教の関係、また強行された安倍元総理の国葬に関わる問題、これも憲法上、様々な問題が生じています。

国民投票法改正案についてもCM、インターネット規制、最低投票率の問題、また公務員の国民投票運動等の課題についてもしっかり議論し、解決していかなければなりません。そうした意味では、未だ改憲国民投票の条件整備が整っていないと考えます。

私は、憲法審査会の中で、これまで日本国憲法が、施行以来75年間改正されなかった理由を三つ申し述べました。「第1は、日本国憲法がよくできていること。第2は、国民が憲法を変えることを望まなかったこと、第3は、これまでの社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の制定や改正で補完してきた結果として、一度も改正されませんでした。今後とも、そうした日本国憲法の良き伝統、経緯を踏まえ、参議院は熟議の府、良識の府である事を踏まえ、参議院らしい慎重で冷静な憲法議論が参議院憲法審査会で行われるべき」と強く訴えました。

これからも参議院憲法審査会の一員として、また立憲民主党の憲法調査会の会長代理として、「今大事なことは、憲法を変えることではなくて活かすことだ」と自分に言い聞かせながら、私に与えられた役割を果たしていきます。

2022年11月10日（木） 第210回国会（臨時会） 第3回 衆議院憲法審査会

【アーカイブ動画】

https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=54190

※「はじめから再生」をクリックしてください

【マスコミ報道から】

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221110/k10013886881000.html>

<https://nordot.app/963358522768474112>

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/213262>

<https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20221110-OYT1T50276/>

【傍聴者の感想】

前回の審議を受け緊急事態条項、特に議員の任期延長に関する内容が中心でした。早急に結論に導きたい自民党に対し議論を深めて進めるべきと立憲民主党が指摘するなど各党の意見は分かれています。議論の焦点が定まっていたためか議場は前回に比べ全体的に集中した雰囲気を感じられました。

一方で、公明党・吉田宣弘委員がグローバル化する日本社会に憲法がどう対応する

かという問題を挙げ、外国に在留する日本人、日本に在留する日本人の存在、特に憲法13条にある「個人の尊厳の実現」の「個人」には外国人も含むとした発言が印象的でした。

各発言時の議場の委員の表情、仕草を見ていると、多様な意見がまだまだ議論される可能性はあると感じます。そのために私たちの声をさらに強く伝えていく意義を改めて感じました。(N)

【参考】

「戦争をさせない1000人委員会」ウェブサイトから、飯島滋明さん（名古屋学院大学教授）執筆の連載コラム「壊憲・改憲ウォッチ」第18回を転載します。

<http://www.anti-war.info/watch/2211151/>

国会議員の任期延長の改憲論議について（1）

2022年11月10日、衆議院憲法審査会。改憲政党の一つ、公明党の北側一雄議員は「国会議員の任期延長のための憲法改正論議」に関して、「ほぼ共通の土俵に立って議論が尽くされていると改めて痛感した。かなり具体的な論点が出尽くしている」と発言しました。

自民党の新藤義孝議員も「最優先で取り組むべき課題だ」と発言の上、延長期間を最長で1年とする上限規定を例示しました（『産経新聞』2022年11月10日付〔電子版〕）。

国会機能（立法機能、政監視機能）の維持のため、選挙の際に何らかの事情（たとえ

ば自然災害)で実際に選挙ができない時に備え、国会議員の任期延長のための憲法改正が必要だと改憲4政党は主張します。

しかし、自民党、公明党などの国会議員たちは、「国家機能の維持」が重要と言える政治をしてきたのでしょうか？

2020年、2021年、多くの市民はコロナ感染拡大で大変な状況にあり、憲法53条に基づく国会召集要求がなされましたが、国会は数か月も開かれませんでした。

コロナ感染で多くの市民が大変な状況にある中、国会は数か月も開催されず、市民の生命や暮らしを守る法律の制定をしなかったのです。

こうした自民党や公明党が「国会機能の維持」が重要だと主張しても説得力があるのでしょうか？

2017年にも森友学園問題があり、憲法53条に基づく国会の召集が求められましたが、結局、国会は98日間も開かれませんでした。

こうした自民党や公明党が「行政監視」と言っても説得力があるのでしょうか？

森友学園問題やコロナ感染に対する国会のあり方をみても、国会が立法機能や行政監視機能を果たしてきたとは言えません。

自民党や公明党などの国会議員たちは、選挙をしないで国会議員の地位に居座りたいため、「緊急事態」を口実にして任期延長の憲法改正をしようとしているのではないのでしょうか？

「そんなつもりはない」と言うでしょうが、「緊急事態」を口実にして、選挙もせずに国会議員の地位にとどまることを認めるのが「国会議員の任期延長」の憲法改正です。

総務省の試算でも、憲法改正国民投票には850億円もの「私たちの税金」が使われます。

緊急事態を名目に選挙をせずに国会議員の地位にとどまることを認める憲法改正に850億円もの税金を使うのを、私たちは認めるのでしょうか？

平和フォーラムウェブサイトにも記事を掲載しています。こちらには適宜情報を追加・更新していきますので、ぜひご覧ください。